

石川県宅地建物取引業協会の皆さまへ  
～建設産業へのご理解・ご協力のお願い～

建設産業は皆様のパートナー産業です  
建設業の働き方改革の推進に  
ご理解とご協力を！



令和7年5月27(火)  
国土交通省  
北陸地方整備局 建政部

## 国民生活や社会経済を支える建設産業

- ・ オフィスビル、店舗、工場等の建築、インフラ整備やメンテナンスの担い手
- ・ 地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手  
→ 人々の生活基盤を支える基幹産業であり、皆様の大切なパートナー産業



建築主

発注



設計者

設計



工事施工者

施工

### 建設産業の現状・課題

- ・ 長時間労働の常態化など、3K(「きつい」、「きたない」、「危険」)のイメージ
- ・ 現場の急速な高齢化と若者離れによる将来の担い手不足



担い手不足  
⇒ 高齢化と若者離れ



長時間労働の常態化  
⇒ 時間外労働の規制



資材価格等の上昇  
⇒ 労務費へのしわ寄せ



### ➤ 中野サンプラザ跡地の再開発(東京)



NHK NEWSWEBより引用

◇ 工事費の高騰 (1,810億 ⇒ 3,539億)

### ➤ 新潟三越跡地の再開発(新潟)



NHK NEWSWEBより引用

◇ 人手不足、施工業者が見つからず



## ◆ 建設業就業者の現状

### 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

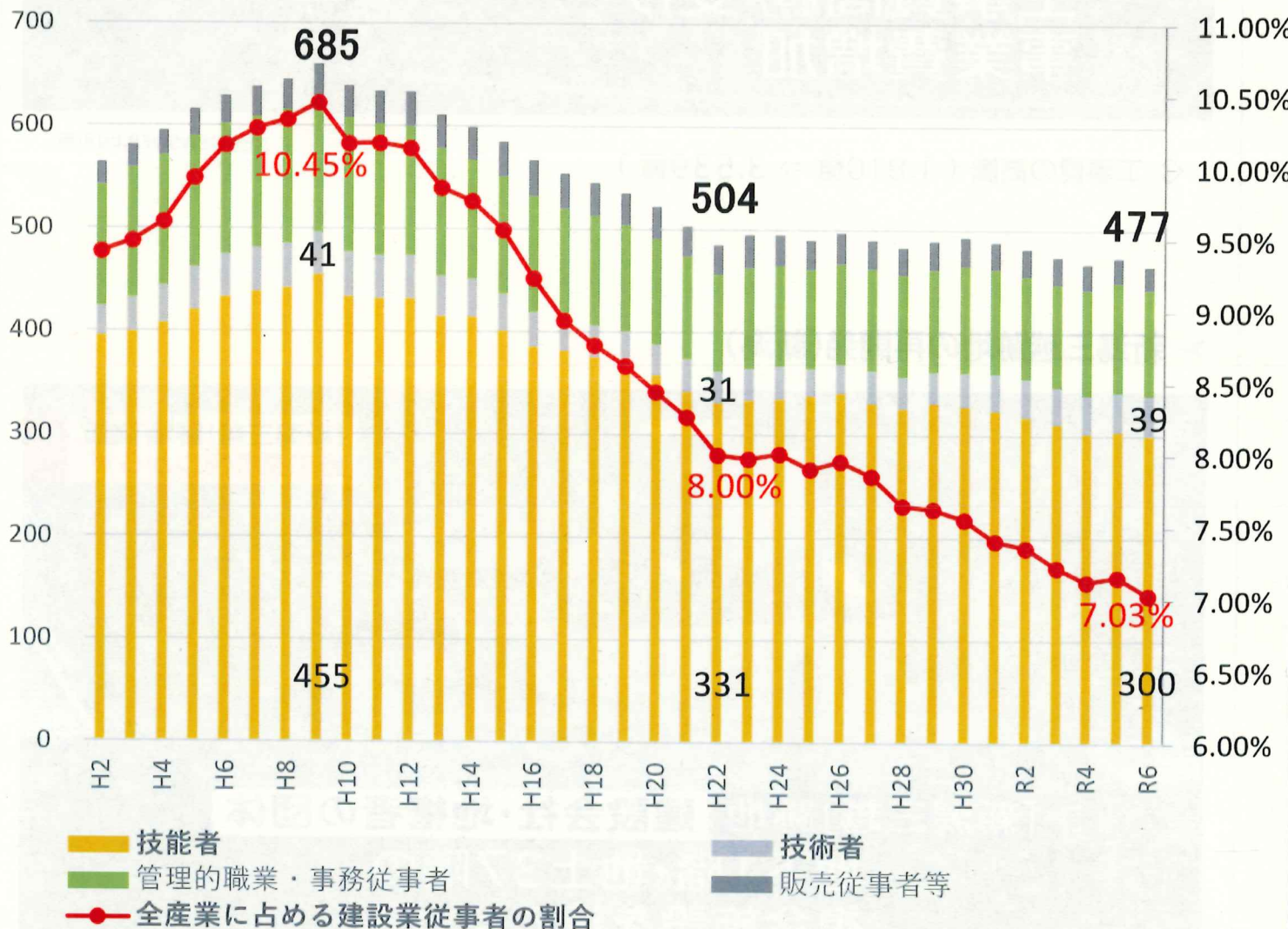
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

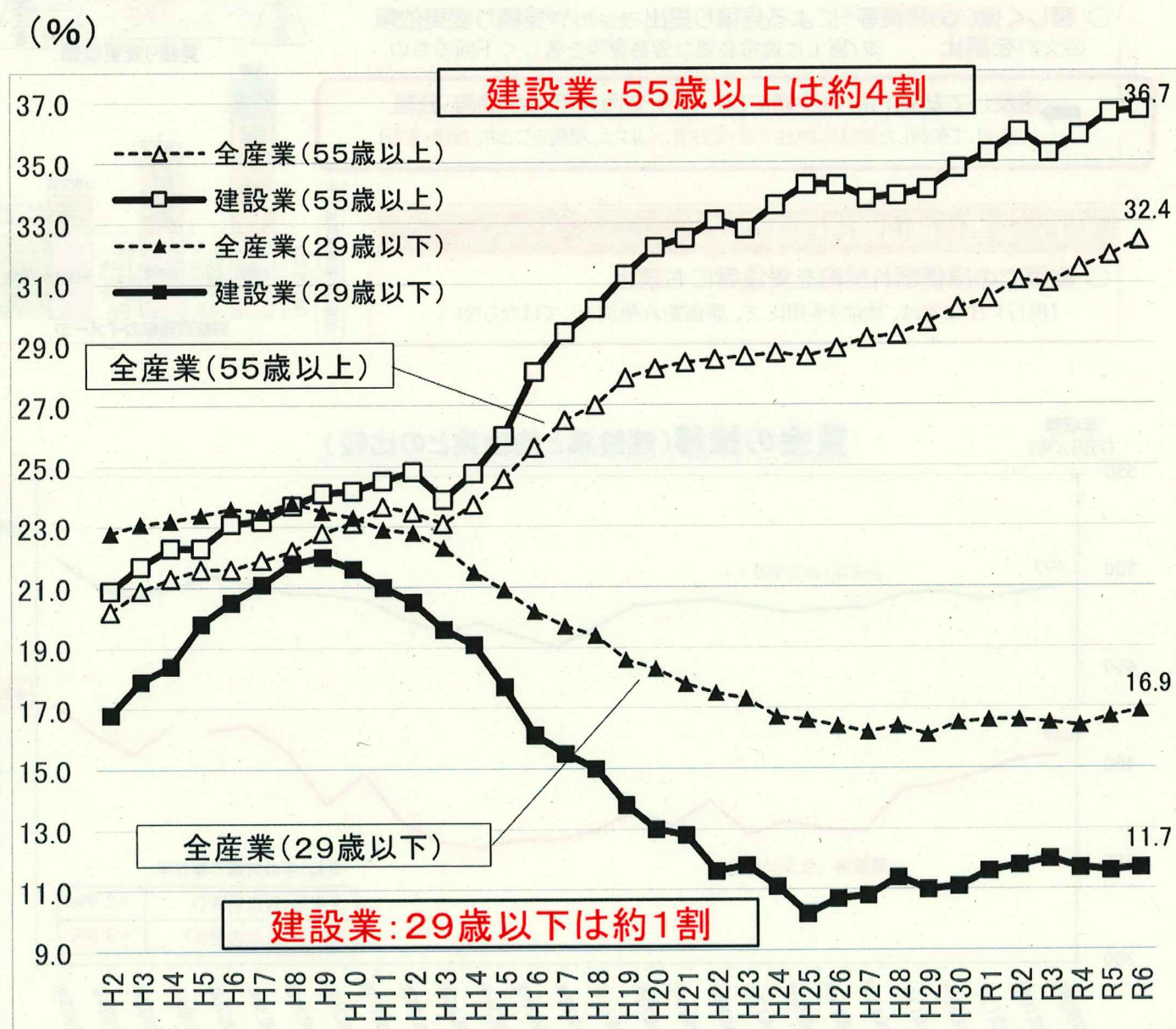
(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)



# 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



# 課題解決のための取組

## ①適正な労務費の確保と行き渡り → 担い手の処遇改善〔建設業法〕

### (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

【国】  
中央建設業審議会への報告  
(施策の見直し)

【国】  
取組状況を調査・公表

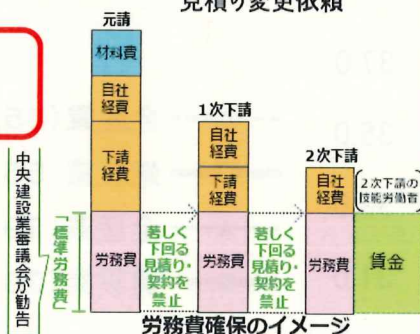
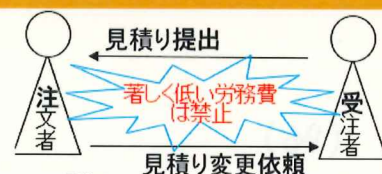


### (2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**  
(違反して契約した**建設業者(注文者・受注者とも)**には、現規定により、**指導・監督**)

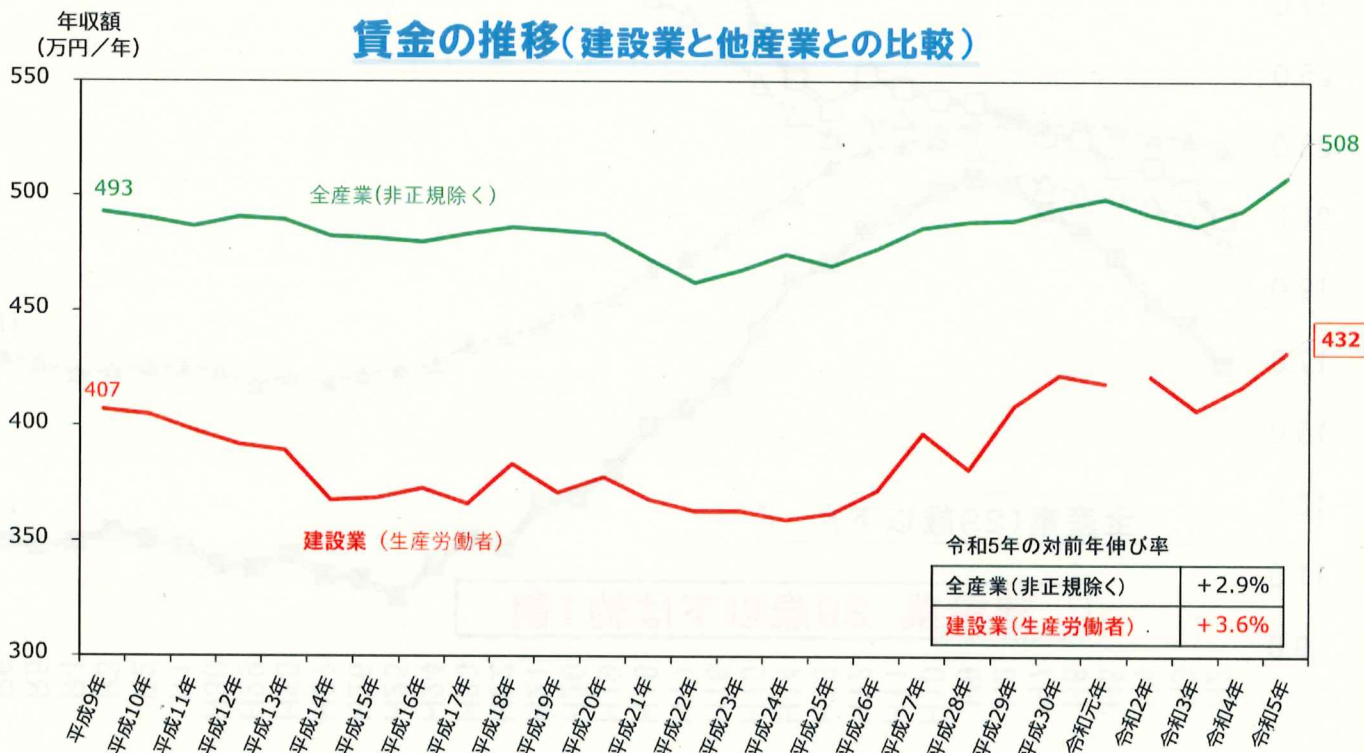


### (3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

## 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

・ 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。

・ 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。



# 課題解決のための取組

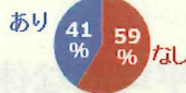
## ②資材高騰分の価格転嫁の円滑化 → 労務費へのしわ寄せ防止〔建設業法〕

### 契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

#### 契約変更条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による発注者負担の軽減に関する調査」(令和4年度)

#### 契約書(イメージ)

##### 第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動が生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



「資材高騰のおそれあり」



### 資材高騰等が顕在化したとき

### 契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って  
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

## 資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

### 公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

|        | H25    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R02   | R03   | R04   | R05   | R06   | R07   | H24比   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 全職種    | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +5.2% | +5.9% | +6.0% | +85.8% |
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +5.0% | +6.2% | +5.6% | +85.6% |

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

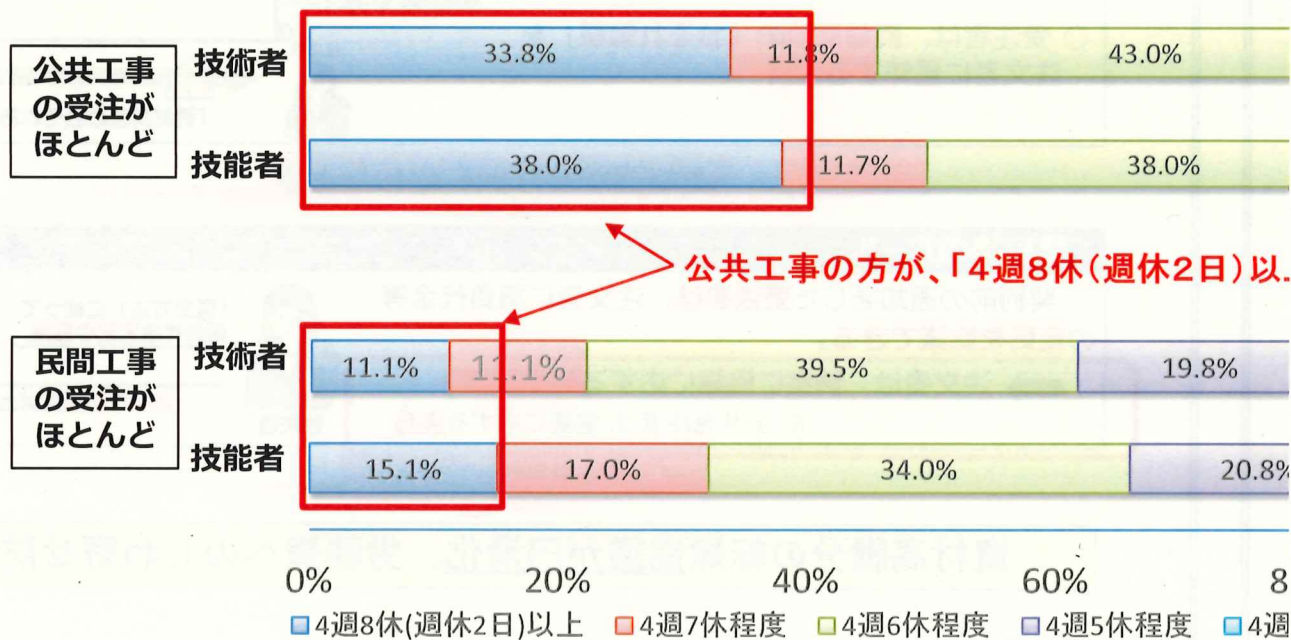


## 課題解決のための取組

### ③工期ダンピング対策の強化、適正な工期の設定 →

- ・時間外労働規制の適用〔労働〕
- ・著しく短い工期での契約禁止

### 建設業における平均的な休日の取得状況

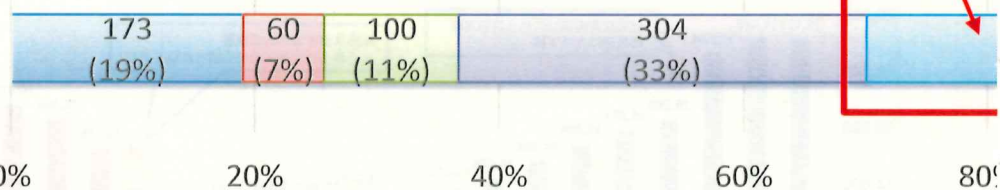


公共工事の方が、「4週8休(週休2日)以上」の割合が高い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

### 工期設定の状況

N=909



注文者と協議し要望が受け入れられるのは3割（受け入れられないことが多い）

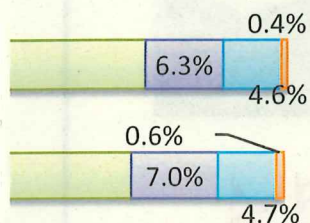
改正建設業法の趣旨に照らし、適切に協議を行うことが重要

- 注文者の意向を優先し協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議は依頼しても応じてもらえない
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないこと
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少ない
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

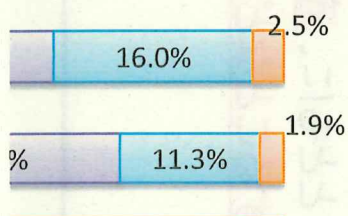
出典：適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査



【基準法】  
【建設業法】

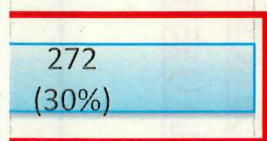


「上」の割合が高い



30% 100%  
4休程度以下 不定休

する調査」(令和6年8月6日公表)



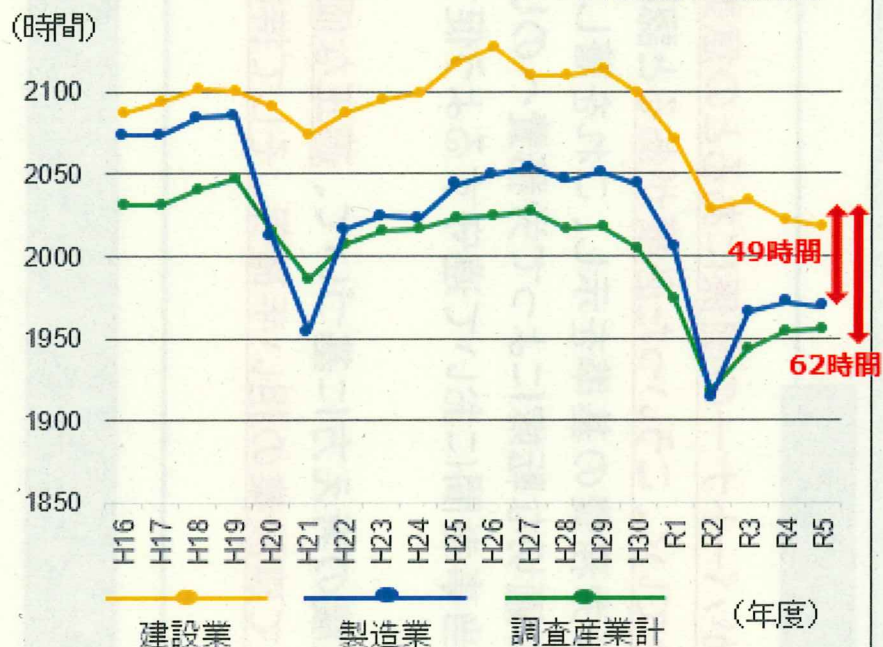
% 100%

ことが多い  
ことが多い  
少ない  
多い

(令和5年度),国土交通省

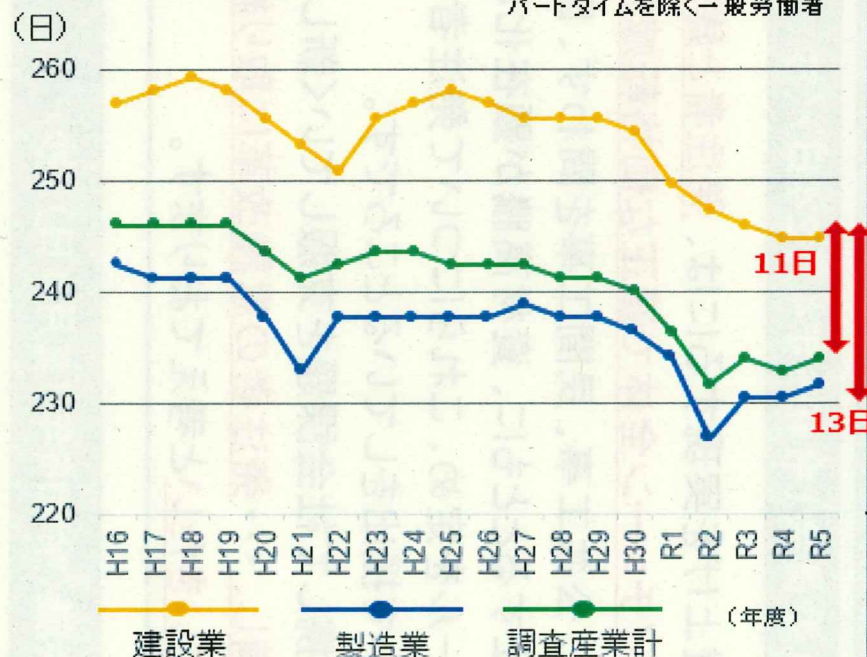
産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者





# 発注者と建設業者とのパートナーシップ(内閣総理大臣発言)

参議院 予算委員会(令和6年4月24日)(抄)

構造的な賃上げを実現するには、発注者と建設業者とがパートナーの関係にあるとの意識の下、発注者含め、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させていく、こういった必要があると認識をしています。

このために、公共工事、民間工事を問わず、国が適正な労務費の基準を示し、これを著しく下回る見積りや契約を禁止するとともに、資材高騰が顕在化した場合の適切な転嫁によって労務費へのしわ寄せを防止する取引ルールを定め、これらについて発注者を含めた当事者間において遵守するよう促す法案、これを今国会において提出をしているところです。

…官民連携して社会課題を克服していく新しい資本主義の考え方に基づいて、適正な価格転嫁が可能  
な環境を整備し、…発注者の意識改革に取り組み、そして建設業の担い手確保、そして持続的な発展、こ  
れにつなげていきたいと考えております。

参議院 本会議(令和6年12月4日)(抄)

建設業はインフラ整備や災害時の応急対策などを担う地域の守り手であり、  
今後もその役割を果たしていただかなければなりません。

このため、安定的、持続的な公共投資を推進いたしますとともに、適正な労  
務費の確保や価格転嫁、働き方改革、生産性向上を促進することなどにより、  
担い手の確保に取り組んでまいります。



出典：官邸HP



## 開催概要

日時: 令和7年2月14日 18:20～18:50

出席者: 石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体: 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) 民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) 業種・職種に応じた効果的な取組を推進すること  
を国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

- 申合せをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いする  
ほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かつこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。



車座対話の様子

出典: 官邸HP



<お問い合わせ先>

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571 (直通)

メール kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

〒950-8801

新潟県中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

(JR新潟駅バスターミナルからバスで約30分)

